

平成27年12月26日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

労働トラブル110番

2 開催日時

平成27年11月16日（月）午後5時～午後8時（1回目）

平成27年11月24日（火）午後5時～午後8時（2回目）

3 開催趣旨

人事労働管理の個別化、雇用形態の多様化に伴い、労働者と使用者間のトラブル件数は高止まりしており、厚生労働省が全国に設営する総合労働相談コーナーに寄せられた相談件数合計は7年連続で100万件を超えている。平成26年度に寄せさせた相談内容のトップは「いじめ・嫌がらせ」であったが「解雇」「パワハラ・セクハラ」なども増えている。

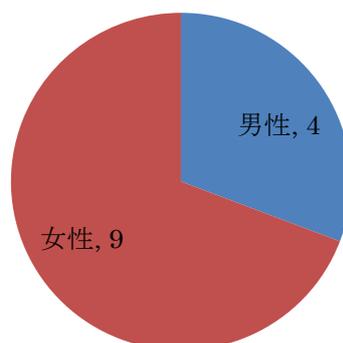
政府の経済政策により日本の経済状況は好転しつつあると言われながら、一部大企業を除いて企業労働者を取り巻いている状況は依然厳しく、賃金未払い、サービス残業あるいはハラスメント問題等、労働問題に悩む労働者の数も少なくないと考えられる。このような状況下において、本相談会の果たす役割の大きさを鑑み、当会では今年9回目となる労働者向け電話相談を実施した。

4 相談件数

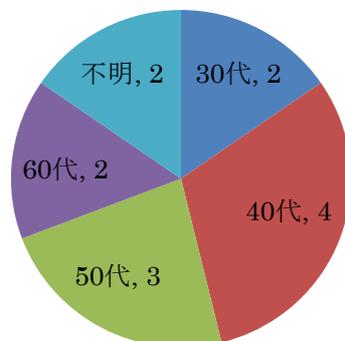
合計13名

内訳

(1) 性別



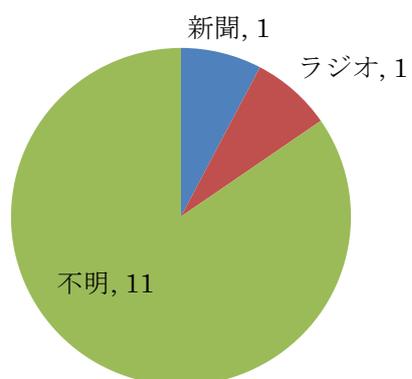
(2) 年齢



(3) 職業



(4) 相談会を知った先



5 主な相談内容

- ・未払賃金について
- ・就職活動について
- ・労働条件の不当な引き下げについて
- ・職場での不正行為について
- ・会社内のハラスメントについて
- ・勤め先以外で副業をすることについて
- ・福利厚生に関する不満について

6 実施した感想・コメント・今後の対応

相談内容としては、予想していたとおり未払い賃料や労働条件の不当な引き下げに関する相談が多く寄せられるとともに、昨今、注目をされているパワハラ・セクハラに関する相談もあり、労働問題についてどこに相談をすればよいのかわからず苦しんでいる方が多いのは間違いないと感じました。そして、再就職が難しいといった社会背景もあるせいか、転職はせず、不満・不安を感じながらも現在の職場での勤務を継続せざるを得ないという相談者も多く、労働問題特有の課題も感じられました。

当会は、引き続き労働者からの相談を受けるために労働基準監督署などと連携をしながら相談窓口を設けたり、無料電話相談としての労働110番を継続して行ってまいります。そして、今回の相談会においては、訴訟手続きを通じて未払い賃金を回収したいというような具体的な手続まで踏み込む相談はありませんでしたが、当会の司法書士が簡易裁判所代理業務などを通じ労働問題により具体的に取組んでいけるような広報・活動も行っていききたいと思います。